

## (仮称)協働マニュアル(案)

※キャッチコピーは今後委員会の中で検討していく。

\*協働をイメージするキーワードは相互理解、関係性の深化、持ち寄り、よき相棒、共有価値の創造、など多々ありますが、地域のため、社会のため、といった大上段に構えるのではなく、「自分」を起点(視点)に、「想いを一緒に形に」、「こうしたらいいな、こうなったらいいなを共に」など、自身の中にある想いや熱き願いを一緒になって(楽しく)形にしてい<sup>く</sup>過程(プロセス)である、というほうが町民には伝わりやすいかもしれません。

### 【はじめに】

「協働」という言葉を聞いたことがありますか？

初めて聞く方、または色々な場面で耳にしたりするけどどういったことを指すのかよくわからない…という方は多いのではないのでしょうか。

協働とは、「**町民の皆さんと町がお互いに理解・補完し合いながら役割を果たし、“対等な立場”で同じ目的に向かって寒川のまちづくりを進めること**」です。

地域には、今後も様々な課題や町民ニーズが出てくると考えられますが、そうした課題を乗り越え、魅力ある地域をつかっていくためには、町と町民の皆さんがお互い寄り添い合う気持ちを持ちながら取り組んでいく必要があります。

このマニュアルは、協働についてわかりやすく説明し、これから地域で何かしてみようかなと思っている方などの第一歩を後押しするきっかけとなることを目指しています。また、すでに地域の課題などに取り組んでいる方にも、協働についてより理解を深める一助としてご活用していただければ幸いです。

また、「協働」は、造語のためイメージがつきにくいという意見があったことから寒川ならではのキャッチフレーズを「こ」としました。他にも、イラストや写真を用い、手に取って読んでもらえるものを意識し、誰でも協働への第一歩を踏み出せるように、チェックシートも添付しています。

なお、このマニュアルは、今後も社会情勢や町民ニーズの変化等に応じて町民の皆さまなどから幅広くご意見を伺い、より活用しやすいように必要に応じ改善していきます。

### 【利用にあたって】

マニュアル利用にあたっての2つの確認事項

#### 1. 寒川町とパートナーとの協働

協働には、「町民活動団体と町」や「企業と町」、「町民活動団体と企業」、「個人と個人」など色々な形がありますが、このマニュアルでは、寒川町とパートナーとの協働を対象とした協働の進め方を主眼にまとめています。

#### 2. パートナーとは

寒川町が協働する相手は、団体・グループに限らず、個人レベルなど町民全ての方が対象となり得ますが、本マニュアルでは、公共サービスの担い手として活躍が期待される団体・グループをパートナーと呼んでいます。具体的には、町民活動団体、自治会や町内会、企業、学校等を想定しています。

## **【目次】**

### **基本編**

- Q1 協働ってなんだろう？・・・・・・・・・・・・・・・・P3
- 寒川で発見！協働の事例紹介・・・・・・・・P4
- Q2 どうして協働が必要なの？・・・・・・・・P7
- Q3 協働で期待できる効果って？・・・・・・・・P8
- Q4 協働を進めるためのルールは？・・・・・・・・P9
- Q5 協働の領域とかたち・・・・・・・・P9

### **実行編**

- Step1 協働して取り組める事業とは？・・・・・・・・P11
- Step2 協働事業を進める手順・・・・・・・・P12

### **参考編**

1. 寒川町自治基本条例について・・・・・・・・P14
2. 寒川町みんなの協働事業提案制度モデル事業について・・・・・・・・P16
3. 協働事業チェックシート・・・・・・・・P19

## 【基本編】

### Q1 協働ってなんだろう？

寒川町自治基本条例では、協働について第3条で、「町民と町がお互いに補完しあい、まちづくりにおいて対等の立場で協力すること」と規定しています。

言い方を変えると、協働とは、町とパートナーが、対等な立場でお互いの立場や考え方を認め合いながら、“良いところ”を活かして、共通の課題解決や改善を図る手法のひとつです。

事業によっては、それぞれの主体が単独で実施したほうが効果的なものもあるので、事業の内容によって協働する方が効果的なのかをよく考える必要があります。

### <協働の取り組みの一例>



## 寒川で発見！協働の事例紹介

### ★協働事例①「寒川みんなの花火」

パートナー：寒川みんなの花火実行委員会

寒川町：産業振興課

#### 【事業内容】

J Aさがみ寒川町青壮年部・寒川町商工会青年部・（一社）寒川青年会議所で実行委員会を結成し、寒川みんなの花火・みんなの花火まつりの企画・運営をし、町民同士の交流や商業の活性化、町のイメージアップを図っている。



秋の綺麗な花火、  
今年も楽しみです！



#### 【やいといの一例】



パートナー

警察や県など花火の打ち上げには、色々な手続きがあって大変だし、警備やお祭り会場で使う物品を購入すると予算も足りないなあ・・・。  
何か良い方法はないかな？

官公庁への各種手続きのお手伝いをします。  
不足するものがあれば、町の備品を使って下さい。



町職員

#### 【役割分担】

##### パートナー

- ・イベント企画運営
- ・各種関係機関との調整
- ・警備計画の立案と実施
- ・交通規制の協力依頼
- ・募金活動の実施

##### 寒川町

- ・広報活動協力（広報紙、ラジオ、回覧、雑誌、新聞、駅頭ポスターなど）
- ・募金玉の設置
- ・官公庁への各種手続きの協力
- ・資材の貸出と運搬
- ・当日の警備協力 等

#### 【成果】

- ・実施にあたり不足する備品や警備人員について、町の備品を使用したほか町職員の参加によって効果的に実施することができた。
- ・幅広い広報活動を実施することができ多くの方に周知することができた。
- ・官公庁への手続きがスムーズに進んだ。

団体で困っていること、地域のみなさんにご協力いただきたいこと等および問い合わせ先を記載する。

## ★協働事例②「花ボランティア活動」

パートナー：寒川ライオンズクラブ  
寒川町：都市計画課

さむかわ中央公園横の綺麗な花壇、お気づきですか？



### 【事業内容】

寒川ライオンズクラブでは、「みんなで創る花の町寒川」と題し、寒川町役場～さむかわ中央公園西側、県道46号（相模原茅ヶ崎）沿道に花植えや雑草の手入れを行う「花のまちづくり」を月に1回実施している。各団体や中学生の協力のもと実施しており、季節毎の花で町に彩りを与えている。



### 【やいといの一例】



パートナー

私たちの活動をより良いものにするにはどのようにしたらいいのかな？

町で活動の周知、ボランティアの募集を行い、多くの人に知ってもらいましょう。



町職員

### 【役割分担】

#### パートナー

- ボランティアの募集
- 活動の企画運営
- 花苗の準備、提供
- 軍手、スコップ等用具の貸出
- 水やり等定期的な管理

#### 寒川町

- 県へ花苗の一部提供依頼
- 町の広報紙やホームページへ掲載
- ボランティアとして活動に参加
- 花苗の一部提供

### 【成果】

- 緑化推進事業として、県と町から花苗を一部提供できた。
- 様々な周知活動により参加人数も増え、作業効率上がり、一人一人の負担が減った。
- 水撒き等の維持管理のために、町でも水源を確保し協力できた。
- 花の彩りにより町に明るい印象を与え、町民に親しまれるようになった。
- ゴミ等のポイ捨ても減り、景観が保たれ、町民の美化意識の向上にもつながった。

団体で困っていること、地域みなさんにご協力いただきたいこと等および問い合わせ先を記載する。

## ★協働事例③「青色回転灯装着車両による防犯安全パトロール事業」

パートナー：小谷地域防犯安全パトロール隊

寒川町：協働文化推進課

※寒川町みんなの協働事業提案制度モデル事業に採択された事業です。

地域にパトロール隊  
が居てくれると安心  
ですね！



### 【事業内容】

小谷地域において、夜間や下校時などに、青色回転灯を装備した車両による防犯パトロールを行い、児童の安全を確保し、地域の犯罪や事故等を未然に防止することを目指している。



### 【やいといの一例】



パートナー

警察の講習を受けるにはどうしたらいいんだろう？やり方もよく分からないし、何回も警察に行くのは大変…

町職員が受けるパトロールの講習会に団体の方も一緒に参加できるよう、警察と調整します。



町職員

### 【役割分担】

#### パートナー

- ・パトロールの実施
- ・活動協力者への声掛け

#### 寒川町

- ・町の青色回転灯の運転者講習会への参加調整
- ・警察等関係機関との連絡・調整
- ・広報等による活動協力者募集への協力

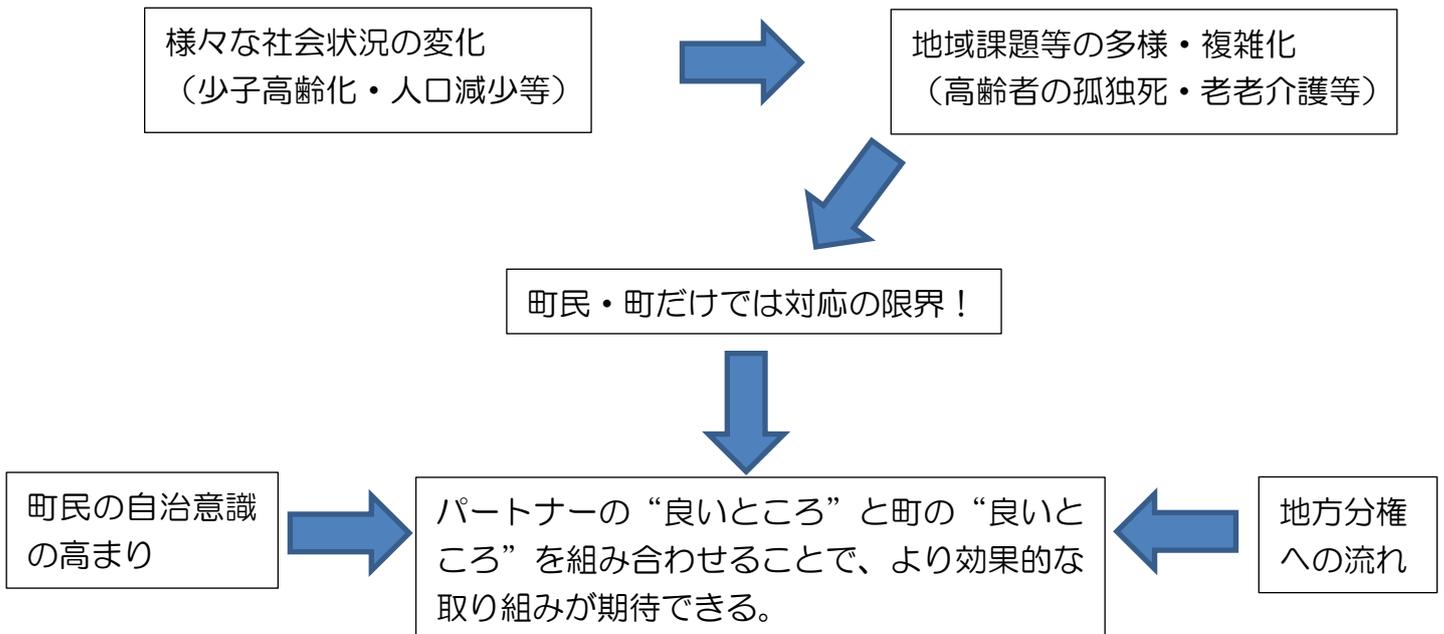
### 【成果】

- ・町職員がパトロールに関する講習を受ける際に、団体の方にも参加してもらうことで、個々で受講するよりも効率的に講習を受講することができた。
- ・パトロールの実施にあたり警察等関係機関との連絡や調整を、必要に応じて町が行うことで、スムーズな業務の運営ができた。

団体が困っていること、地域のみなさんにご協力いただきたいこと等および問い合わせ先を記載する。

## Q2 どうして協働が必要なの？

少子高齢化等の様々な社会状況の変化により地域課題や町民ニーズが複雑化し、町民だけの解決は困難となっています。また、中立性・公平性を求められる町は、大多数の人の要望に沿う、平均的なサービスを提供することを得意としますが、人的資源や財政状況等により、町だけでは解決が容易でない課題が増えています。そのため、町の“良いところ”とパートナーの“良いところ”を組み合わせることによって、より効果的な取り組みが期待できるのです。



## 協働コラム

協働で実施する事業を効果的に進めるために、課題の解決を計画・実行・評価・改善という手順で一緒に取り組んでいくことにより、継続性が図れ、事業の質の向上へと繋がります。



協働は、パートナーの特性やノウハウ等の“良いところ”が十分に活かせるよう、計画段階からお互いに知恵を出し合いながら目的を共有して協働を進めることが望ましいと言えます。“やりやすいところ”から、“できるところ”から協働に取り組んでみましょう。

### Q3 協働で期待できる効果って？

お互いの良いところや得意分野を活かし、弱みを補うことによってアイデアが豊富になるなど、様々な相乗効果が生まれ、個々に取り組むよりも大きな成果が期待できます。

また、協働することにより、かえって手間や時間がかかることもあります。丁寧に意思疎通を図り、関係を構築していくことは、協働によるまちづくりを進めていく上で大切なことです。

・協働で取り組むことによって得られる効果は、パートナーの特性や事業の内容によって異なりますが、町民にとって期待される主な効果は次のとおりです。

#### ■町民の多様なニーズへの対応

地域や町民のニーズが多様化する中、町にはないノウハウや情報、経験等を持った各主体と協働することにより、受けられるサービスの幅が広がります。

#### ■町民主役のまちづくり

地域で活動する主体の活性化が図られ、その活動に参加する町民が増える等、地域が活発になります。また、自分のまちは自分たちでつくろうといった自治意識が高まるとともに、これまで培ってきたキャリア、能力等を活かした生きがいや自己実現の場となることで、町民が主役のまちづくりの実現へとつながります。

・協働する各主体の主な効果

#### ■町民活動団体

社会的な認知度や信頼度が向上し、活動の幅やネットワークが広がり、団体活動の活性化に繋がります。

#### ■自治会や町内会

地域での活動が充実し、地域住民の加入促進にもつながり、活動の幅も広がっていきます。

#### ■企業・学校

公共サービスの充実に貢献することで社会的責任を果たすことができ、イメージアップにも繋がります。

#### ■町

多様な町民ニーズに対応したサービスが提供できるとともに、既存事業の見直しの契機となり、効率化へと繋がります。

### 協働コラム

協働の大きな目的は町民が主役のまちづくりであり、町の果たすべき役割と責任の軽減や経費削減のためにパートナーに押し付けることではありません。これまでの町主導のまちづくりではなく、パートナーの良いところを活かしながら協働を進めることにより、質の高いサービスを提供できる等、町側にとってもサービスの効率化が図られます。

#### Q4 協働を進めるためのルールは？

協働はそれ自体が目的ではなく、あくまでもまちづくりを行っていく上での手法の一つのため、形よりも進め方が重要になります。協働を円滑に進めるためには、協働の主体の双方が、このルールを理解していることが大事です。

##### ①対等な関係

それぞれの役割分担に応じ、上下関係のないパートナーとして楽しく取り組みます。

##### ②自主性・自立性の尊重

それぞれの特性を活かして、自主的に地域課題を解決していくためには、お互いが依存することなく自立していることが必要です。

##### ③目的共有

協働により達成しようとする目的を明確にし、双方で共有するとともに、各段階で再確認しながら楽しく進めます。

##### ④相互理解・補完

対話や情報交換を通じて相互理解に努め、信頼関係を築き、長所・短所を相互に補い合うという優しい意識・姿勢が必要です。

##### ⑤責任の明確化

役割分担と責任の所在を明確にし、活動・事業の成果について共有することが必要です。

##### ⑥情報の公開

協働に参加する機会は、町民に開かれています。経過や成果について公開し、皆さんの理解を得るように努めます。

#### Q5 協働の領域とかたち

協働の領域は、様々な関与の仕方や程度があり、単純化すると下の図のように表されます。実際には、どのような役割分担と責任の範囲が適当かなどについて、一つの決まった形があるわけではなく、その都度町と協議し、合意しながら決めていくことが重要です。

【協働の領域図】

町民の領域	協働の領域			行政の領域
パートナーの責任と主体性により、独自に行う領域	パートナーの主体性のもと、行政の協力によって行う領域	両者が特性を活かして、互いに協力しながら行う領域	行政の主体性のもと、パートナーの協力を得ながら行う領域	行政の責任と主体性により、独自に行う領域
	後援・補助	共催・実行委員会	委託	
	事業協力 情報提供・交換			

## 協働の形態

協働は様々な形態が考えられ、事業の目的や内容によって、どのような形態で進めることがお互いの特性を活かし、より大きな成果をもたらすのかを検討し、適切な協働形態を選択する必要があります。

形態	概要	効果
後援	パートナーの実施する事業・活動の公益性を町が認め、後援名義の使用許可を行い、支援する。	事業、活動の社会的信用が高まり、事業成果の向上が期待される。
	【事例】	
補助	パートナーが実施する公益性の高い事業・活動に対して、町が財政的な支援をする。	パートナーの先駆性や柔軟性、専門性などを活かし、行政が対応しにくい先駆的な事業の実施が可能となり、町民ニーズに対応することができる。
	【事例】	
共催	パートナーと町が共に主催者となって事業・活動を実施する。	対等な関係で進めやすく、それぞれが持っている情報やノウハウを活用しながら企画段階から実施まで、パートナーの意見や特性を活かした事業ができる。
	【事例】	
実行委員会	パートナーと町などの様々な主体が新たな組織をつくり、その会が事業活動を実施する。	様々な主体が集まるため、多くのノウハウやネットワークを活かし効果的に事業が進められると共に、新しい交流・連携が図れ、町民活動の活性化に繋がる。
	【事例】	
委託	町が責任を持って担うべき事業・活動を、パートナーの特性を活かしてより効果的に実施するため、町がパートナーに委託する。	パートナーの先駆性、専門性などを活かすことで、町民ニーズに対応したサービスを提供することができる。
	【事例】	
事業・活動協力	パートナーと町がお互いの特性を活かし、それぞれ役割分担して、一定期間、継続的な関係により事業・活動協力する。	相互の特性が発揮され、効果的に事業が行えるとともに、継続的な協力関係により、話し合いの機会が増えることで、パートナーとの信頼関係が構築できる。
	【事例】	
情報提供・交換	パートナーと町が、それぞれ持つ情報を提供・交換し合い、活用する。	情報を提供・交換し合うことで、共有化が図られるとともに、地域の課題等を的確に捉えられるため、効果的な事業の実施に繋がる。
	【事例】	

## 【実行編】

### Step1 協働して取り組める事業とは？

パートナーと町が双方の知識や経験、特性などを効果的・効率的に活用することにより、単独で実施するよりもサービスの質が高まる等の相乗効果が見込める事業が向いています。協働して取り組める事業は、次のような事業が考えられますが、社会の変化や町民のニーズに合わせて、柔軟に考えていくべきものです。

#### ①きめ細かく柔軟な対応が必要な分野

【事例】高齢者・障害者へのサービス、不登校児への取り組み、相談事業、子育て支援 等

#### ②地域の実情に合わせて実施する分野

【事例】防災・防火活動、防犯パトロール、地域生態系の調査、道路や公園等の清掃協力 等

#### ③広く町民の参加や協力が必要となる分野

【事例】イベント、講演会、ごみの減量化、環境美化 等

#### ④専門性が求められる分野

【事例】芸術・文化、環境保護・保全活動、外国籍町民への支援、人権の擁護 等

#### ⑤先駆的な分野

\*逆に、町が町の責任で実施しなければいけない領域、協働の考え方になじまない領域（厳密な管理が求められる戸籍管理などの第一号法定受託事務や選挙管理、「官」による事務の執行が現行の法令上も社会通念上も予定されている事務（消防や救急など）もあるが、これらの事務の中でも、細かくみていくと投票立会人制度や消防団、火の用心の見回りなど、一層の効果をあげるための協働の取り組みや余地があることを少し書いてもいいかもしれません。

## **Step2 協働事業を進める手順**

協働事業の進め方は、事業の内容によって様々ですが、それぞれの役割分担や事業が目指す方向をしっかりと見据えて、各段階で十分に話し合いながら進めていくことが大切です。ここでは、協働を進める際の基本的な手順を示していますが、状況に応じ柔軟な対応が必要です。

協働のまちづくりへの第1ステップは、町民一人ひとりの「もっと自分の住む町を良くしたい」といった思いや、「気になっている」「こうしたらもっと良くなるのに」といった気づきから始まります。

### **①地域課題をはっきりさせよう！**

「普段から気になっている」ことや、「こうしたらもっと良くなるのに」という“気づき”について、課題だと感じる原因は何なのか、はっきりさせるとともに、どうやったら解決できるかを考えておきましょう。

#### **ポイント**

課題を感じてモヤモヤしているだけでは、なかなか人には伝わりません。他の人にもきちんと説明できるようにしておきましょう。

### **②団体の中で話し合おう！**

地域課題の整理ができれば、所属する団体のみinnで解決するための進め方を話し合いましょう。団体だけで取り組むよりも町との協働で取り組んだ方が効果が期待できるか、目的や目標、役割をどう町と分担していくか事前に整理をしておきましょう。

#### **ポイント**

話し合いをスムーズに進めるためにも、自分達の活動に関連する町の担当課と日頃から意見交換を行うとともに、情報は積極的に取りに行くという姿勢を持つことが大事です。

### **③まとまった内容を町に相談しよう！**

生じている地域課題に関連する町の担当課に、団体の仲間で話し合った内容を伝えましょう。内容によっては複数の課に関連する場合もあるので、よりスムーズに協働で取り組めるよう調整が必要です。協働事業の担当課が決まったら、お互いに目的や目標、役割を事前に明確にし、きちんと共通認識しておくことが大事です。

#### **ポイント**

### **④みんなでやってみよう！**

対等の立場で、お互いの“良いところ”を活かしながらみんなが協力し、楽しみながら、解決に向けて取り組みましょう。まずはできることから、着実に積み上げることが大切です。また、情報を共有しながら取り組んでいき、進捗状況等をお互いに確認しながら進め、随時、意見交換の場を持つことも大事です。

#### **ポイント**

協働は、よりよいまちづくりを目指した小さな社会実験の積み重ねです。失敗を恐れずに「まずはやってみよう！」という姿勢や、取り組みを進めるだけでなく、色々な人と相談し合っていくコミュニケーションなどの“プロセス”が大事です。

### **⑤次に活かそう！**

課題解決への取り組みの進め方や内容等、「こうしたけどこの方が良かった」「次はこうしたい」など、お互いに振り返り、評価をしましょう。浮かび上がった問題点等は、原因を検討し、解決方法をみんなで話し合っただけで次の取り組みへ活かしましょう。町と話し合いの場を持ち、お互いに評価をするとともに、町民の目線に立ったより効果的な取り組みができるよう、サービスを受ける第三者の客観的な視点からのからも評価を受ける仕組みも必要です。

### **ポイント**

評価の視点は、事業の成果に対するものだけではなく、協働を進める上で双方のコミュニケーションが図れ意思疎通がきちんとできていたかなどのプロセスに対する評価も大きな重点となります。評価を行うにあたり、お互いが意見を言いやすい雰囲気を作ることも大切です。

### **協働コラム**

協働事業を進める際、お互いが同じ目的に向かっていたとしても、立場や考え方の違い等により、すれ違ってしまいうことも考えられますが、“よりよい町にしたい”“地域課題を解決したい”という気持ちは一緒です。対等な立場である以上、事業をより良いものにしていくためには、気付いた点や意見は、お互いを尊重し合いながら積極的に意見交換をしていくとともに、お互いの特性や価値観などを理解して違いを認め合いながら効果的に取り組むことが大切です。

## 【参考編】

### 1 寒川町自治基本条例について

寒川町自治基本条例（以下、「条例」という）は、「町民主体の自治を実現するため、寒川町の自治の基本理念とまちづくりに関する基本的な事項を定め、まちづくりにおける町民の権利と責任、町の役割と責任を明かにした、寒川町の憲法ともいわれる条例」で、平成19年4月1日から施行されています。

条例は、簡単に言うと、「町民と町が力を合わせて寒川町を共に作っていくための基本となるルール」で、町民や事業者、団体など地域の色々な人達が、参画と協働の考えのもと、みんなで一緒にまちづくりを行っていく必要があることを条例としてはっきりさせたものと言えます。

### 寒川町自治基本条例のイメージ

#### 【町の責務】

町は、まちづくりの指針を実現するため、必要な施策を講じるとともに、適正な町政運営に努めなければなりません

#### 【町長の責務】

町長は、町政の代表者として公正かつ誠実に町政運営に当たり、町民の信託に応え、まちづくりの指針にのっとり必要な施策の形成と実施に努めるとともに、町民の町政への参画を促進するよう努めなければなりません

町長は、町政運営に必要な知識と能力を持った職員の育成を図るとともに、効率的な組織運営に努めなければなりません

#### 【町職員の責務】

町職員は、まちづくりの指針にのっとり誠実かつ積極的に職務を遂行するとともに、職務遂行上必要な知識と能力を身につけるよう努めなければなりません

町職員は、地域社会の一員であることを自覚し、まちづくりに関する活動に積極的に参加するよう努めなければなりません

#### 【町民の責務】

町民は、まちづくりの主体であることを自覚し、積極的にまちづくりに関する活動に参加するとともに、自らの発言と行動に責任を持つよう努めなければなりません

#### 【町議会の責務】

町議会は、町民の代表として選ばれた議会議員によって組織された本町の議事機関であることを認識し、まちづくりの指針にのっとり必要な施策の形成に努めるとともに、この指針に則した町政運営の監視に努めなければなりません

町議会は、情報の公開に努め、開かれた議会運営に努めなければなりません

#### 【町議会議員の責務】

町議会議員は、町民の代表としてまちづくりの指針にのっとり誠実かつ積極的に職務を遂行するとともに、町民のまちづくりに関する活動に自ら参加し、これを支援するよう努めなければなりません

## 自治の基本理念

町民と町が目指す自治の基本理念は、「町民と町が協働するまちづくり」とし、町民と町がそれぞれの責任を果たしながら、相互に補完し、協力しあってまちづくりを進めるものとなります。

## 参加と参画の違い

町や地域が実施する行事等の活動に加わることを「参加」、企画・立案の段階から主体的に関わることを「参画」といいます。みなさんの参加や参画が進んでいくことは、協働へ繋がる大きな土台となります。町民一人ひとりがまちづくりの主体と自覚し、自らの地域に興味を持ち、地域の活動に参加するなど、身近でできることから積み上げていくことが協働の第一歩目になると考えます。

## 協働につながる参加・参画

協働のまちづくりを進めていくにあたって、どのような参加・参画の仕方があるのでしょうか？ここでは、参加・参画の仕方をいくつかご紹介します。

### 【参加の機会】

- ・ 審議会等の公開会議を傍聴することができます。

### 【参画の機会】

- ・ パブリックコメント（町民意見の公募）、住民説明会の開催等  
条例や計画等を策定する時に、その内容を広く公表し、町民の皆さんからご意見をいただくものです。寄せられた意見等を考慮して意思決定を行うとともに、寄せられた意見とその意見に対する町の考え方を公表します。
- ・ 公募委員制度  
審議会等の委員を町民の皆さんの中から広く募集するものです。審議会等の一員となると、会議の中で発言していくことができ、政策形成等に携わることができます。

ご紹介した参加・参画の機会については、実施にあたり町広報等で周知しているのでチェックしてみてください！

## **2 寒川町みんなの協働事業提案制度モデル事業**

※現時点の制度の記載をしていますが、平成30年度中に行う制度の見直しにより内容が変更になる可能性があります。

### 1 制度説明

自治基本条例の中で自治の基本理念として掲げられている「町民と町が協働するまちづくり」を進めていくための制度として、「寒川町みんなの協働事業提案制度モデル事業」があります。本制度は、町民の皆さんが、日ごろから感じている公共的課題などに対し、町民の皆さんならではの発想を生かして町との協働により効果的な解決をすると共に町民生活の向上に寄与する制度です。(テーマは問いません)

### 2 対象になる団体

協働事業を提案することができるものは、次の要件を満たす団体とします。

- (1) 寒川町町民ボランティア団体等登録制度に登録していること。(登録要件には、町内に活動拠点を有し、原則無償で社会に貢献する活動を行うことなどがあります。)
- (2) 運営に関する会則等があり、適正な会計処理が行われていること
- (3) 政治活動、宗教活動若しくは営利目的の活動を行わないもの
- (4) 暴力団若しくはその構成員の統制下でないもの

### 3 対象となる事業

本制度の対象となる事業は、次のすべての要件を満たす事業とします。

- (1) 町内で新たに実施される公益的なものであり、地域の身近な課題の解決を目指す事業であること。
- (2) 具体的な効果、成果が期待できる事業であること。
- (3) 町民や町民活動団体等と町の役割分担が明確かつ妥当で、協働で実施することにより相乗効果が期待できる事業であること
- (4) 予算の見積りや実施計画等が適正な事業であること
- (5) 他の補助金等の対象でない事業であること。

※ 公序良俗に反するもの、営利を目的とするもの、宗教活動や政治活動を助長するおそれのあるもの、その他協働事業とすることが適切でないと思われるものは提案できません。

### 4 補助対象経費及び補助金上限額

補助の対象となる経費は、採択された協働事業の実施に直接要する経費ですが、人件費(講師等への報酬、謝礼は除く)、食料品費、その他町長が必要と認めない経費は対象外となります。※補助金上限額は、1事業あたり30万円です。

## 5 提案制度の流れ

### 提案事業の事前相談受付(1月)

※約1ヶ月間

- ・協働事業の相談を受け、内容の確認や調整を行う。  
(提案者、協働文化推進課、関係課等)

提案するためには事前相談が必ず必要です！

### 応募の受付(3月)

※約2週間

- ・提案書類に不備がないか等について再度確認を行い、応募を受け付ける。  
※寒川町町民ボランティア団体等登録制度への登録

事業に直接関わる「事業協力課」を決定！

### 提案者プレゼンテーションの実施 協働事業選考委員会の開催(4月)

- ・提案者によるプレゼンテーションを一般公開で行い、協働事業選考委員が採点をします。  
その結果をもとに、事業の採択をします。

選考結果を町へ報告！

### 採択事業の決定・補助金の交付(5月)

- ・採択、不採択の結果を提案者へ通知します。採択事業について、提案者からの補助金交付申請に基づき交付決定を行います。

### 協働事業の実施(～翌年度末)

### 中間報告会(上半期終了後)

- ・事業の進捗状況や、事業を実施する中で生じた課題点等について提案者より報告を行っていただきます。

### 実績報告書類の提出(翌年度4～5月)

- ・協働事業報告書等の書類や領収書、実施状況のわかる写真を提出していただき、内容の確認を行います。

### 実績報告会(翌年度5月以降)

- ・事業の実施結果等について提案者より報告を行っていただきます。

事業概要や成果等を公表します！

## 6 応募期間・方法

協働文化推進課まで、ご相談ください。応募は、事前相談受付期間に相談をしていることが条件となります。事前相談の後、応募期間に、必要書類（＊）を協働文化推進課（役場本庁舎2階）へ提出していただきます。

（＊）必要書類：協働事業企画提案書、実施スケジュール、収支予算書、団体の会則等、  
会員名簿、会計書類

## 2 協働事業チェックシート

協働事業チェックシートで地域課題の解決方法を見つけよう！

あなたが解決したいと思っている地域課題や地域で困っていることはありますか？

いいえ

あなたの地域などで、困っていることや課題について、もう一度意見交換を通して振り返ってみてください。

はい

あなたは町民活動団体、自治会や町内会、企業、学校等に所属していますか？

いいえ

町には、町内のボランティア団体等の活動の促進などを目的とした「町民ボランティア団体等登録制度」があります。登録団体の情報などを詳しく知りたい方は、協働文化推進課までお問い合わせください。

はい

あなたが解決したいと思っている地域課題をすることで、町民の公益に繋がりを、地域がより良くなりますか？

いいえ

公益に繋がらない課題は、地域の人達や所属する団体で協力し合って解決しよう！

はい

解決したい課題は、あなたが所属する団体で解決できますか？

はい

他の主体と協働することにより相乗効果が期待できるかという視点を持ちながら、団体の仲間と協力して課題解決に取り組みましょう。

いいえ

その課題は町と協働すれば解決できそうですか？

いいえ

町民活動団体と企業など、協働の相手は町だけではありません。他の主体と協働して取り組めるか考えてみましょう。

はい

活動内容に関連する町の担当課へ相談してみましょう。

担当課や協働文化推進課に相談し、寒川町みんなの協働事業提案制度モデル事業に沿うものであれば、提案してみよう！

ボランティア活動に関する相談窓口等の情報を掲載する。